

京都市告示第 4 4 6 号

京都市歴史資料館条例第 3 条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

京都市長 門 川 大 作

臨時に休館する日 平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日（火）及び同月 2 2 日（水）

（歴史資料館）